

◇ 離婚後に財産分与の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることをいいます。

離婚後、財産分与について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、離婚の時から2年以内に家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、財産分与を求めることができます。調停手続を利用する場合には、財産分与請求調停事件として申立てをします(離婚前の場合は、夫婦関係調整調停(離婚)の中で財産分与について話し合いをすることができます。)

調停手続では、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなど一切の事情について、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、必要な審理を行った上、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てできる方

離婚した元夫または離婚した元妻

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするのは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、□のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5に記載の書類
- 離婚時の夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通
 - ※ 離婚により夫婦の一方が除籍された記載があるもの
- 財産に関する資料【不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳写し(残高証明書でも可)など】
 - ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている場合は、その部分をマスキングしてコピーしてください。
- 収入印紙 1,200円分
- 郵便切手 140円×1枚、100円×2枚、84円×6枚、50円×2枚、20円×4枚、10円×4枚、5円×2枚、2円×4枚(1,082円分)

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。



◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。

5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピーも提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。
		申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所(同居中の住所など)を記載することができます。
2	事情説明書	申立てに至った事情などを記載してください。
		相手方から申請があれば、原則として相手方に見せたり、コピーをとらせたりします。その前提で、書くことができる範囲で記入してください。
3	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です。)
		相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
4	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。
		特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
2	調停のしおり	調停の進行についての説明書です。

7 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

8 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



9 Q&A

- Q1** どのような財産が、財産分与の対象となるのですか。
- A1** 財産分与の対象となるのは、婚姻中に夫婦の協力で得た財産(建物や土地、預金、株式など)です(一方の名義で取得した財産であっても、実質的に夫婦の共有財産とみられる場合は、財産分与の対象になり得ます。)。婚姻前から各自が所有していたもの、婚姻中であっても一方が相続・贈与等により取得したもの、社会通念上一方の固有財産とみられる衣類、装身具などは、財産分与の対象にはならないと考えられています。
なお、厚生年金等の分割割合を定めたい場合は、財産分与ではなく、「請求すべき按分割合に関する処分(年金分割)」の手続によることとなります。
- Q2** 調停では、どのように話し合いが進められていくのですか。
- A2** 財産分与の対象としてどのような財産があるのか、財産の取得や維持に対してどの程度の貢献をしてきたのかなどについて、双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして、解決のために必要な助言やあっせんを行います。
- Q3** 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。
- A3** 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。